

平成31年度「いわしん はばたき奨学金」募集要項 (給付型奨学金)

いわき信用組合では、地域への社会貢献活動の一環として返還不要の給付型奨学金制度「いわしん はばたき奨学金」を設けております。受給をご希望の方は、次の募集要項をご確認のうえ、お申込みください。

1. 受給資格

次のいずれにも該当する方が対象となります。

(1) 対象者

当組合の営業地区内（いわき市、広野町、檜葉町）に住所を有している母子家庭・父子家庭等の高校生で学業に熱意をもって励む者。

【当組合の営業地区】

いわき市、広野町、檜葉町

(2) 収入要件

学生本人の父母もしくはこれに代わって家計を支えている人（主たる家計支持者1人）の収入が下記金額以下であること。

収入要件	給与所得者	給与所得者以外
	270万円（税込） 源泉徴収票の支払金額	135万円（税込） 確定申告書等の所得金額

2. 募集人員

15名（当組合の基準により厳正な選考の結果、受給者を決定します。）

3. 募集期間

平成31年4月1日（月）～平成31年4月15日（月）まで

4. 受給者決定および決定通知方法

募集期間終了後4月末までに受給者を以下の抽選方法により決定し、受給者の方に給付決定通知および振込口座届出書の送付をもって結果案内といたします。（一年毎に受給者を決定します。次年度募集時に再応募可能、ただし、応募は1人の生徒につき3回を限度とします。）また、抽選方法は以下の①、②いずれかといたします。

【抽選方法】

- ① 申請者順に番号を割り振り抽選
- ② 3つのブロック（北・中・南）ごとの応募割合で抽選人数を調整

5. 奨学金給付額・納付期間・給付時期

(1) 給付額

年額 120,000円 (月額10,000円×12ヶ月)

(2) 給付期間

一年間 (次年度も給付を希望される場合は再度応募する必要があります)

(3) 給付時期・方法

毎月20日 (休日の場合は前営業日)・当組合の普通預金口座 (申請者名義) へ振込

奨学金給付にあたり、当組合の普通預金の口座開設 (申請者名義) が必須となります。

※「いわしん はばたき奨学金」は返還不要の給付型奨学金です。

6. 応募手続き

(1) 提出書類

- ①給付型奨学金「いわしん はばたき奨学金」給付申請書
- ②個人情報の保護に関する同意書
- ③在学証明書 (新年度入学予定の方は合格通知書も可)
- ④住民票謄本 (世帯全員の続柄が記載されているもの、マイナンバーの記載は不要)
- ⑤身分証明書の写し (健康保険証等)
- ⑥収入に関する書類
 - ・給与所得者 源泉徴収票
 - ・給与所得者以外

【確定申告を申告書の持参・郵送により行った場合】

→確定申告書 (控) の写し (税務署の受付印があるもの)

※税務署の受付印がないものは加えて市役所・町役場発行の「所得証明書 (原本)」が必要になります。

【確定申告を電子申告により行った場合】

→申告内容確認票の写し (受信通知又は即時通知を添付)

【公的年金受給の場合】

→公的年金等の源泉徴収票の写し (最新のもの)

【その他】

→その他年間の収入が分かる書類 (最新のもの)

以上の必要書類を当組合窓口へご提出願います。

なお、①、②につきましては当組合のHPからダウンロードすることができます。

(窓口においてもご用意してありますので、最寄りの営業店までお立ち寄りください)

7. 奨学金の給付休止・中止について

- ①奨学金の休止・中止の事由に該当した場合は、速やかに当組合へ届出ることとし、その事由に該当した月まで奨学金を給付します。
- ②奨学金の休止・中止の事由に該当した旨の届出が遅れ、奨学金を受給された場合は、その事由に該当した月の翌月以降の奨学金を返戻していただきます。
- ③当組合で給付休止・中止の事由を確認した場合は届出がなくとも給付を休止・中止いたします。

【給付休止・中止事由】

・給付休止

- 受給者が休学したとき

(例) 休学期間中の給付は休止となり、復学後でも休学中の奨学金は遡って給付いたしません。

・給付中止

- 受給者が退学したとき、または当組合営業地区外の高校へ転校したとき
- 受給者が当組合営業地区外に転居したとき
- 受給者が死亡したとき
- 母子家庭、父子家庭でなくなったとき
- その他受給資格を失ったとき（年収要件を満たさなくなった場合等）

8. その他

ご提出いただいた書類は所得に関する書類を除き、ご返却しませんので、予めご了承願います。

【お問い合わせ先】

いわき信用組合 総務部 受付時間：当組合営業日（月～金） 9：00～17：00
〒971-8162 福島県いわき市小名浜花畑町2-5
Tel 0246-92-4111

給付型奨学金「いわしん はばたき奨学金」給付申請書

申請日 平成 年 月 日

いわき信用組合
理事長 江尻 次郎 殿

貴組合の給付型奨学金「いわしん はばたき奨学金」を受給したく、下記の通り申請いたします。

申請者 (本人)	フリガナ					写真 貼付	顔写真 縦4.0cm 横3.0cm		
	氏名	Ⓜ							
	生年月日	年	月	日	(歳)			性別	男・女
	住所	〒 —							
	連絡先 電話番号	(自宅)	—	—	—			(携帯)	—
学校	学校名					学年	年		
	所在地	〒 —							
保護者	フリガナ					申請者との続柄			
	氏名	Ⓜ							
	生年月日	年	月	日	(歳)	性別	男・女		
	住所	〒 —							
	連絡先 電話番号	(自宅)	—	—	—	(携帯)	—		

(留意事項)

・ご提出いただいた書類はご返却いたしませんので、予めご了承ください。

【いわき信用組合使用欄】

給付年度	年度	受付番号		受付日	平成 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する同意書			<input type="checkbox"/> 在学証明書・合格通知書			
<input type="checkbox"/> 住民票謄本 (世帯全員の住民票で続柄記載のもの)			<input type="checkbox"/> 所得に関する書類			
					検印	係印

個人情報保護に関する同意書

いわしん はばたき奨学金 申請者各位

福島県いわき市小名浜花畑町2-5
いわき信用組合

当組合は個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、「いわしん はばたき奨学金」の申請者およびその保護者等関係者の個人情報を、下記の業務内容および利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

【業務内容】

「いわしん はばたき奨学金」の給付事業遂行に必要な業務
(申請者および保護者の審査、決定、給付および管理に付随する業務)

【利用目的】

- ① 「いわしん はばたき奨学金」の申込みに伴う審査、決定および奨学金給付等に際しての判断のため
- ② 「いわしん はばたき奨学金」の給付事業執行の妥当性の判断や業務管理を適切に遂行するため

以上

平成 年 月 日

いわき信用組合 御中

上記の利用目的の明示を受けましたので、その確認および同意の上、「いわしん はばたき奨学金」の給付を申請いたします。

申請者 (本人)	住所	〒 -
	氏名	Ⓜ
保護者	住所	〒 -
	氏名	Ⓜ

【いわき信用組合使用欄】